

# 井原市が発注する測量・建設コンサルタント業務等に係る 最低制限価格の設定について（お知らせ）

井原市総務部財政課

令和6年4月1日以後に井原市が指名通知する測量・建設コンサルタント業務等について、下記のとおり最低制限価格制度を適用します。

なお、最低制限価格制度は、設計金額（税込）50万円以上の測量・建設コンサルタント業務等に適用します。（下記1.～3.の順に計算します。）

## 記

### 1. 最低制限価格の算出方法

○最低制限価格は、以下「表①」に掲げる業種区分に基づき、対象業務の予定価格（税抜）算出の基礎となった同表1から4に掲げる額の合計額とします。割合を乗じて1円未満の端数が生じた場合は、その都度1円未満の端数を切り捨てます。

○対象業務が一の業種区分からなる場合においては、「表①」に掲げる当該業種区分の合計額とし、対象業務が複数の業種区分からなる場合においては、各業種区分における当該業種区分の合計額の合算額とします。

（例：測量業務のみ）

$$\text{直接測量費} + \text{測量調査費} + (\text{諸経費} \times 0.48) = \text{最低制限価格}$$

（例：測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務）

$$\text{直接測量費} + \text{測量調査費} + (\text{諸経費} \times 0.48) \quad \cdots \text{①}$$

$$\text{直接人件費} + \text{直接経費} + (\text{その他原価} \times 0.9) + (\text{一般管理費等} \times 0.48) \quad \cdots \text{②}$$

$$\text{①} + \text{②} = \text{最低制限価格}$$

<表①>

| 業種区分                | 1     | 2                      | 3                         | 4                         |                        |
|---------------------|-------|------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------------|
| 測量業務                | 直接測量費 | 測量調査費                  | 諸経費<br>$\times 4.8/10$    | —                         | (1～4の合計)<br>当該業種区分の合計額 |
| 建築関係<br>建設コンサルタント業務 | 直接人件費 | 特別経費                   | 技術料等経費<br>$\times 6/10$   | 諸経費<br>$\times 6/10$      | 〃                      |
| 土木関係<br>建設コンサルタント業務 | 直接人件費 | 直接経費                   | その他原価<br>$\times 9/10$    | 一般管理費等<br>$\times 4.8/10$ | 〃                      |
| 地質調査業務              | 直接調査費 | 間接調査費<br>$\times 9/10$ | 解析等調査業務費<br>$\times 8/10$ | 諸経費<br>$\times 4.8/10$    | 〃                      |
| 補償関係<br>コンサルタント業務   | 直接人件費 | 直接経費                   | その他原価<br>$\times 9/10$    | 一般管理費等<br>$\times 4.5/10$ | 〃                      |

## 2. 端数処理

「1. 最低制限価格の算出方法」で算出した額について、1,000 円未満を切り捨てます。

## 3. 最低制限価格の上限額と下限額

「2. 端数処理」で算出した額（A）が、以下「表②」に掲げる各業種区分の上限額を超える場合または下限額を下回る場合は、各業種区分の上限額または下限額を最低制限価格とします。対象業務が複数の業種区分からなる場合においては、主たる業種区分の上限額を超える場合または下限額を下回る場合は、主たる業種区分の上限額または下限額を最低制限価格とします。

（例）

(A) > 上限額 … 上限額 を最低制限価格とする  
(A) < 下限額 … 下限額 を最低制限価格とする  
下限額 ≤ (A) ≤ 上限額 … (A) を最低制限価格とする

<表②>

|                       |   |             |
|-----------------------|---|-------------|
| <測量業務>                |   |             |
| 予定価格（税抜） × 0.82       | = | 上限額（1円未満切捨） |
| 予定価格（税抜） × 0.6        | = | 下限額（1円未満切捨） |
| <建築・土木・補償関係コンサルタント業務> |   |             |
| 予定価格（税抜） × 0.8        | = | 上限額（1円未満切捨） |
| 予定価格（税抜） × 0.6        | = | 下限額（1円未満切捨） |
| <地質調査業務>              |   |             |
| 予定価格（税抜） × 0.85       | = | 上限額（1円未満切捨） |
| 予定価格（税抜） × 2/3        | = | 下限額（1円未満切捨） |

## 4. 最低制限価格の不設定

業務の設計積算体系により、「1. 最低制限価格の算出方法」の表①に当てはまらないものについては、最低制限価格を設定しないものとします。

### 【関連リンク】

①入札・契約関係 例規集（財政課 HP）

→ <http://www.city.ibara.okayama.jp/docs/2017011700384/>

②井原市入札制度等の変更（財政課 HP）

→ <http://www.city.ibara.okayama.jp/docs/2017011600394/>